

「川の京都」をテーマとした観光コンテンツの造成に係る業務委託 仕様書

1 委託業務名

「川の京都」をテーマとした観光コンテンツの造成に係る業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託業務契約の締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

4 委託金額の上限

7,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

5 委託業務の目的

京都府、京都市では、府市の各地域の魅力を高め、地域の活性化や観光地の分散化を図るため、多様なエリアの周遊を一体的に推進する「まるっと京都」の取組を促進している。

令和7年度は、「川の京都」をテーマに、「まるっと京都」エリア※をはじめとする府内全域の川が持つ多様な魅力を発信する観光コンテンツの造成に取り組む。

京都の川は、古くから、文化、観光、産業、そして人々の暮らしと深く結びつき、特徴的な景観や文化が今なお脈々と受け継がれている。その中には、鴨川の川床や、桂川の渡月橋のように広く知られた魅力もあれば、まだ光の当たらない隠れた魅力も数多く存在する。

本事業では、これらの多様な魅力を新たなストーリーで繋ぎ、体験型のコンテンツとして造成する。これにより、既存の京都の川ファンの愛着を一層深めるとともに、これまで馴染みのなかった方々にもその魅力を知っていただくきっかけを創出する。ひいては府市の周遊観光に繋げていきたい。

※まるっと京都のエリア

区分	エリア
京都市内	伏見、大原、高雄、山科、西京、京北
京都府内	・海の京都：福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町 ・森の京都：亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市 ・お茶の京都：宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村 ・竹の里・乙訓：向日市、長岡京市、大山崎町

6 委託業務の内容

以下の業務を実施すること。

なお、業務の遂行にあたっては、本市職員との十分な協議のうえで進めること。

(1) コンテンツの企画・造成

「川の京都」の取組を推進することで、府市の周遊観光につなげていきたいと考えている。そのため、ただコンテンツを企画・造成するだけでなく、各コンテンツの連携や、今後の府市の周遊観光の展開を見据えた提案とすること。

提案に当たっては、受託者自身のコネクションにより、地域の文化観光資源を有する個人・事業者等に働きかけること。

ア 「川の京都」をテーマとした川ごとのガイドツアー

(ア) ガイドツアーの企画・運営

- 「川の京都」の魅力を広く発信するため、歴史、文化、自然等のテーマ性を持たせ、京都の川の魅力を活かした、川ごとのガイドツアーを企画すること。
- ターゲットについては、中級者向け以上とし、コアなファン層でも楽しめるような内容にすること。
- テーマに取り上げる川は、以下の表に記載している5つの川を必ず含み、5種類以上のツアーを造成すること。更なるツアーを企画してもよいが、その場合は、まるっと京都のエリアの川を優先的に取り上げて企画すること。

＜テーマに取り上げる川＞

エリア	川
京都市内中心部	鴨川
まるっと京都（京都市域）	琵琶湖疎水、桂川、淀川
まるっと京都（京都府域）	木津川（泉川）

（例：第1回 鴨川、第2回 琵琶湖疎水・・・）

- ガイドツアーの構成は、セミナーとフィールドワークをセットにした街歩きツアーを基本とすること。
なお、セミナーとフィールドワークは同日に連続して実施すること。
- セミナーについては、テーマに取り上げた川の歴史や文化等について、ガイドの方から、後のフィールドワークで知見が深まるような内容で説明すること。
- フィールドワークについては、テーマで取り上げた川にまつわるスポットや食に関する場所等を含むこと。

（例：舟に乗る、川辺の植物・生物を観察、橋を見る・渡る、川釣り、川床、

▲▲川の水を使用して育てられた米や野菜を食す 等）

- 1回あたりの参加者は最大20人程度とし、適切な人数設定をすること。
- 移動手段は、徒歩、公共交通機関（バス・地下鉄）が望ましい。
- ガイドツアーの企画・運営に当たっては、ツアー内容の企画立案、ガイドの手配、参加者の募集、参加費の徴収、参加者の移動手段の手配、食事の手配、セミナー会場・訪問場所の手配、進行管理、ツアーの当日運営、参加者の旅行保険への加入手続き、ガイドの手配、等一切の業務を行い、円滑な運営体制を確保すること。

- ガイドツアーの企画・運營業務に係る費用は全て本業務の委託料に含む。
- 委託期間終了後も、継続販売に努めること。

(イ) 「川の京都カード（仮）」の印刷・配布

本市で制作する「川の京都カード（仮）」を以下の規格等に沿った内容で印刷、納品するとともに、ガイドツアーの参加者に配布すること。

＜規格＞

- 品 名：クリアカード ○ サイズ：横 63mm×縦 88mm（トレーディングカードサイズ）
- 素 材：透明 PET ○ 厚さ：0.3mm
- 枚 数：1,000 枚（計 8 種類。うち 7 種類×100 枚、1 種類×300 枚）

＜印刷・納品＞

- 本市から「川の京都カード（仮）」の印刷データを渡すので、データを確認のうえ、試作品を作成・納品し、本市の承認を得たうえで本印刷を行うこと。
- 納品先については、本市が別途指定する納品先（別途調整）に発送すること。
- 納期については、令和 7 年 9 月 30 日（火）を目途に納品すること。ただし、やむを得ない事情で遅延する場合は、本市と協議のうえ、納品日を変更できるものとする。

＜配布＞

- ガイドツアーの参加者に対して、配布すること（鴨川のガイドツアー参加者には鴨川のカードを配布）。

＜その他＞

- 「川の京都カード（仮）」に係る一切の著作権や、成果物は本市に帰属するものとする。

イ 府市の食材を生かしたメニュー開発および販売

＜メニュー開発・販売＞

- 「川の京都」のテーマに基づき、京都の川の歴史や文化を踏まえ、川の風景が想起されるような、独創的かつ魅力的なメニューを開発すること。
- 単にメニューを提供するだけでなく、京都の川に関するストーリーを感じられるような仕掛けやアナウンスをすること。
- ターゲットについては、広く一般的に誰でも楽しめるようなメニューにすること。
- 用いる食材については、川に関する食材を必ず盛り込むとともに、できるだけ京都府産の食材を使用すること。
（例：川魚（鰻、鮎など）、テナガエビ、京都の川の水で育てた米や野菜 等）
- 提供形式については、コースメニューやビュッフェ、アラカルトなどの提供形式は問わない。
- 販売については、市内のホテルをはじめとした幅広い世代に普及できる場所を選定し、最低 1 か月のフェア期間を設けること。
- 開催に先立ち関係者 12 名程度（増減可能性あり）が参加する試食会を開催すること。
- メニュー開発・試食会・販売に係る費用は全て本業務の委託料に含む。

<食材調達>

- 調達する食材は、安全性と品質が保証されたものであること。生産者や産地が特定できるものを優先する。

<衛生管理及び運営体制>

- 食品衛生法その他関連法令を遵守し、万全の衛生管理体制を構築すること。
- 本業務の責任者を定め、フェア期間中の円滑な運営体制を確保すること。

(2) HPでの販売及びプロモーションについて

ア HPでの販売

- 造成した観光コンテンツは、事業期間内に、OTAサイト等のウェブサイトで販売すること。販売に際して、可能な限り、京都府観光連盟の川の京都サイト及び、まるっと京都サイトの紹介を行うこと。
 - ・ 京都府観光連盟のHP：<https://www.kyoto-kankou.or.jp/kawanokyoto>
 - ・ まるっと京都サイト：<https://totteoki.kyoto.travel/category/area/marutto/>

イ プロモーション

- チラシ、パンフレット、メールマガジン、HP、新聞、SNS等を用いて幅広い世代に広くPRすること。
なお、プロモーションにかかる費用は全て本業務の委託料に含める。
なお、プロモーションに際しては、キャッチコピーの「まるっと京都」やそのロゴを使用すること。
- 本事業を通じて、著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属する。
- 受託者は本市に対し、成果物等が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- 制作したデザインに含まれるイラスト等の著作権等の費用の調整は、受託者が行う。
- 今後の使用に関して使用料等が発生する場合、その全てを委託金額に含めること。

(3) 効果検証

- 本市で作成するアンケート（無記名、内容は別途通知）を、各コンテンツ参加者に対して実施し、可能な限り全数回収すること。また、アンケートをPDF化したデータを、「8 実施状況の月次報告」記載の期日までに、実施状況報告書と合わせて提出すること。

7 その他追加提案

- 委託業務のほか、より効果的に「川の京都」の魅力発信が見込めるものは追加提案を可とする。

8 月次報告

- 委託業務については、「(様式6) 実施状況報告書」を、原則として毎月10日までに当室までに電子メールで提出すること。

- 翌月以降は、初月に提出した報告書を、更新のうえ提出すること。
- 3月分の報告書については、同月末日までに提出すること。
- ただし、重大なクレームや事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。

9 留意事項

- (1) 受託者は、本業務実施にあたり、関連法令等を遵守すること。
- (2) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、担当職員との連絡を密にして業務に当たるものとする。
- (3) 業務の進捗状況については、定期的に共有するものとする。
- (4) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (5) 受託者は、本委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報等を本事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議するものとする。
- (7) 途中で事業内容を変更する場合は、本市と受託者が協議のうえ、変更することとする。
- (8) 本事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ京都市の承諾を得ること。